

第1回京都市環境保全活動センター指定管理者選定委員会摘録

1 日時

平成28年8月2日（火）午前10時～午前11時40分

2 会場

職員会館かもがわ 第1会議室

3 参加者

選定委員：阿部 健一 氏（総合地球環境学研究所 研究基盤国際センター教授）
内山 淳子 氏（佛教大学教育学部非常勤講師）
小林 由香 氏（税理士）
山口 佳永子 氏（市民公募委員）

事務局：環境政策局環境企画部環境総務課 濱口課長、室野係長、門田

本市：環境政策局地球温暖化対策室 安田課長、白倉係長、大東

傍聴者：3名

4 議題

- （1）選定委員会の委員長及び副委員長の選任
- （2）指定管理者募集要項の審議

5 議事の要旨

（1）委員会の成立の確認

京都市環境保全活動センター指定管理者選定委員会設置要綱（以下「設置要綱」）第5条第3項に基づき、委員の過半数の出席があるため、会議の成立を確認した。

（2）委員長、副委員長の選任について

設置要綱第4条第2項に基づき、委員の互選により、阿部委員が委員長に、委員長の指名により、小林委員が副委員長に選任された。

（3）京都市環境保全活動センター指定管理者募集要項について

募集要項の内容について議論を行い、委員の意見を踏まえ、事務局で修正案を作成し、各委員の了承を得たうえで募集要項を確定することとした。

主な質疑・意見は、下記のとおり。

記

委員 A： 審議に当たって、前回選定時（4年前）との変更点を簡単に説明して欲しい。

事務局： 前回からの変更点については次のとおりである。

- ・提出書類のうち「事業計画及び内容」の記載を求めたことについて、「環境活動拠点（海外との交流、大学生の環境活動支援）としての機能向上」があげられる。「はばたけ未来へ！ 京プラン 実施計画第2ステージ」にも新たに記載しており、応募される団体にはそのような点を期待している。

・「電気自動車用充電設備」の保守管理を指定管理業務として追加。

・職員の研修、事業報告書の作成等をより明確化。

・京都市公契約条例の内容の反映。

また、指定候補者となるための基準点（6割以上）を新たに設けている。

委員 B：過去の応募者数を教えて欲しい。

事務局：本施設は、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、今回が4回目の指定となる。

第1回目及び第2回目は1者、第3回目は2者から応募があった。なお、第3回目については、応募者のうち1者は、一部要件を満たしておらず、失格となった。

委員 C：京エコロジーセンターには、小中学生なども多く来館する。安全管理の面から、危機管理体制をどう求めているか。京都市と団体のリスクを明確にする必要がある。責任体制に「常時2名以上」とあるが、これは常勤の職員のことを指すのか。現状の体制はどのようにになっているのかも教えて欲しい。

事務局：現状では、常勤の職員の配置を求めており、ガードマンの配置まで求めていない。実際に、職員やエコメイトが常時、館内を見回っており、安全管理の体制は整えられていると考える。

委員 C：指定管理者を選定するに当たって、労働保険等の加入状況の確認は重要である。それを必須項目とするのか、審査項目のひとつとするのか、考えを教えて欲しい。

事務局：本市の指定管理者制度を確認し、改めて報告する。

委員 D：本施設は、環境教育としての役割も担っており、今後4年間施設を管理していくに当たって、施設運営の基本方針のみならず団体としての活動理念をより明確にするべきと考える。

事務局：提出書類の「団体の概要が分かる書類」についての記載を求めているが、より明確化する。

委員 B：開所時間が午前9時から午後9時までとなっており、市の他の施設より開所時間が長い。本施設のコスト面について、他の施設と比較した場合はどうか。また、会議室の利用状況等も含め、夕方以降の時間帯は有効に活用されているのか。

事務局：夜間の利用状況についての資料は現在持ち合っていないが、幅広い立場、年齢層の方に、例えばお仕事をお持ちの方でも施設を利用いただけるよう、開所時間を設定している。

また、他の施設との比較について、施設ごとに設置目的・実施事業等が異なるため、一概に高い、安いといった判断はできないが、昨年度の来館者が10万人を超えた点も踏まえ、今後、更に多くの方々や団体に利用いただけるよう工夫していきたい。

委員 C：文書等の保存年限が5年となっているが、税法上、帳簿書類の保存は7年となっている。確認願いたい。

事務局：文書等の保存年限は5年とするが、税法等その他法令等に定めがあるものについてはそれらに従うこととするよう文言を一部追記する。

（4）次回委員会の非公開について

委員長からの提案により、次回の委員会は、選定のため、応募者の財務情報等を取り扱うこと、審査の公平性の観点等から、設置要綱第7条に基づき、非公開で行うこととした。